

宮崎県工事検査技術基準【現行】

宮崎県工事検査技術基準

(目的)

第1 この基準は、宮崎県工事検査取扱要領第5条の規定に基づく建設工事の検査について必要な技術的基準を定め検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この基準は、宮崎県工事検査規程第4条に定める完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査に適用するものとする。

(検査方法)

第3 工事検査の方法は、原則として別表第1、第2、第3に定めるところによるものとする。

(許容範囲)

第4 工事検査において、合格として許容する出来形の範囲は、宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が各々定める出来形管理基準の規格値内とする。

(検査内容)

第5 工事検査は出来形を対象として実地において行うものとし、契約図書に基づき、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

(施工状況の検査)

第6 施工状況の検査は、契約図書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。）（以下「各種の記録」という）と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第7 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計

図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は宮崎県工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第31条第2項に定めるところにより必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

宮崎県工事検査技術基準

(目的)

第1 この基準は、宮崎県工事検査取扱要領第5条の規定に基づく建設工事の検査について必要な技術的基準を定め検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この基準は、宮崎県工事検査規程第4条に定める完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査に適用するものとする。

(検査方法)

第3 工事検査の方法は、原則として別表第1から第5に定めるところによるものとする。

(許容範囲)

第4 工事検査において、合格として許容する出来形の範囲は、宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が各々定める出来形管理基準の規格値内とする。また、出来形管理基準に定めのない項目については、受発注者間の協議により定めた規格値によるものとする。

(検査内容)

第5 工事検査は出来形を対象として実地において行うものとし、契約図書に基づき、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

(施工状況の検査)

第6 施工状況の検査は、契約図書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。）（以下「各種の記録」という。）と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第7 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2及び第3に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は宮崎県工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第31条第2項に定めるところにより必要に応じて破壊して検査を行うも

宮崎県工事検査技術基準【現行】

(品質の検査)

第8 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、
別表第3に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約約款第31条第2項に定めるところにより必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第9 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(基準の特例)

第10 建築又は設備工事については、この基準によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書又は建築物解体共通仕様書によるものとする。

(その他)

第11 この基準に定められていないものについては、関係JIS、示方書、管理基準又は指針等に準拠するものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

のとする。

(品質の検査)

第8 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、
別表第4及び第5に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約約款第31条第2項に定めるところにより必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第9 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

なお、建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）においては、建築物のとおり、納まり、形状及び仕上がり状態等、建具、機器及び家具類等の取付状況等並びに設備機器の取付及び作動状況等を目視、観察及び書面の確認により行うものとする。

(基準の特例)

第10 建築又は設備工事建築工事等については、この基準によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書又は建築物解体共通仕様書によるものとする。

(その他)

第11 この基準に定められていないものについては、関係JIS、示方書、管理基準又は指針等に準拠するものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県工事検査技術基準【現行】

別表第1 施工状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
1 契約書等の履行状況	契約図書 仕様書 その他関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約図書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2 工事施工状況	施工計画書 工事打合せ簿 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3 工程管理	実施工程表 工事打合せ簿 その他関係書類	工程管理状況及び進捗内容
4 安全管理	契約図書 工事打合せ簿 その他関係書類	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5 施工体制	施工計画書 施工体制台帳 その他関係書類	適正な施工体制の確保状況

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 施工状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
1 契約書等の履行状況	契約図書 仕様書 その他関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約図書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2 工事施工状況	施工計画書 工事打合せ簿 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3 工程管理	実施工程表 工事打合せ簿 その他関係書類	工程管理状況及び進捗内容
4 安全管理	契約図書 工事打合せ簿 その他関係書類	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5 施工体制	施工計画書 施工体制台帳 その他関係書類	適正な施工体制の確保状況

宮崎県工事検査技術基準【現行】

別表第2 出来形寸法検査基準（1／6）

工 種		検 査 内 容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)	
共 通 的 工 種	基礎工(栗石、グラッシャーラン) 均しコンクリート	幅、厚さ、延長 基準高	延長 500 mにつき 1箇所以上 ただし、500m未満は 2箇所	
	基礎工(コンクリート)	基準高、幅、高さ、 延長	延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は 2箇所	
	基礎工 (既製杭、場所打杭、深礎 工、鋼管井筒)	基準高、根入長、 偏心量、杭径	杭 5 本につき 1箇所以上	
	基礎工 (オーブンケーソン、ニューマチックケーソン)	基準高、ケーン長、 幅、高さ、壁厚、 偏心量	1基ごと測定	
	矢板工	基準高、変位、 根入長、延長	延長 100mにつき 1箇所以上 ただし、100m未満は 2箇所	
	法 面 工 (備 考 (7))	法 枠 工	高さ、法長、間隔 幅、枠延長	枠延長 500 mにつき 1箇所以上 ただし、500m未満は 2箇所
		面積管理	厚さ、法長、延長	1000 m ² 以上に 1箇所以上法面展開 を測定、1000 m ² 未満は 2箇所
			法長、延長	1000 m ² 以上に 1箇所以上法面展開 を測定、1000 m ² 未満は 2箇所
			厚さ	施工面積 1000 m ² につき 1箇所以上を 測定。ただし、面積 200 m ² 以上 1000 m ² 未満の場合は 2箇所を測定し、200 m ² 未満は管理データによることができる。 なお、吹付工は出来形管理孔（備考 (7)）により測定し、□100mm 孔 4 角 の平均とする。
		吹付工 植生工		
		山腹工 (植栽工を除く)	階段の切り付け 又は盛り立て、区 間長、杭間隔、階 段幅	仕上げは目視で判定し、その他は抽 出して実測し、出来形管理図と照合 柵工にあっては抽出して杭間隔の実 測
		石・ブロック積(張)工 プレキャスト擁壁工	基準高、法長、厚 さ、延長、勾配	延長 100mにつき 1箇所以上
	舗装工 (路盤工)		基準高、幅、厚さ、 延長	延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は 2箇所
			基準高、厚さ又は標高較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき 1断面 (3次元モデルによる場合)

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

別表第2 出来形寸法検査基準（1／6）

工 種		検 査 内 容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
共 通 的 工 種	基礎工(栗石、グラッシャーラン) 均しコンクリート	幅、厚さ、延長 基準高	延長 500 mにつき 1箇所以上 ただし、500m未満は 2箇所
	基礎工(コンクリート)	基準高、幅、高さ、 延長	延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は 2箇所
	基礎工 (既製杭、場所打杭、深礎 工、鋼管井筒)	基準高、根入長、 偏心量、杭径	杭 5 本につき 1箇所以上
	基礎工 (オーブンケーソン、ニューマチックケーソン)	基準高、ケーン長、 幅、高さ、壁厚、 偏心量	1基ごと測定
	矢板工	基準高、変位、 根入長、延長	延長 100mにつき 1箇所以上 ただし、100m未満は 2箇所
	法 面 工 (備 考 (7))	法 枠 工	高さ、法長、間隔 幅、枠延長
		面積管理	厚さ、法長、延長
			1000 m ² 以上に 1箇所以上法面展開 を測定、1000 m ² 未満は 2箇所
			法長、延長
			1000 m ² 以上に 1箇所以上法面展開 を測定、1000 m ² 未満は 2箇所
		吹付工 植生工	施工面積 1000 m ² につき 1箇所以上を 測定。ただし、面積 200 m ² 以上 1000 m ² 未満の場合は 2箇所を測定し、200 m ² 未満は管理データによることができる。 なお、吹付工は出来形管理孔（備考 (7)）により測定し、□100mm 孔 4 角 の平均とする。
		厚さ	
	山腹工 (植栽工を除く)	階段の切り付け 又は盛り立て、区 間長、杭間隔、階 段幅	階段の切り付け 又は盛り立て、区 間長、杭間隔、階 段幅
	石・ブロック積(張)工 プレキャスト擁壁工	基準高、法長、厚 さ、延長、勾配	基準高、法長、厚 さ、延長、勾配
	舗装工 (路盤工)		延長 100mにつき 1箇所以上
			延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は 2箇所
	基準高、厚さ又は標高較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき 1断面 (3次元モデルによる場合)	1工事につき 1断面 (3次元モデルによる場合)

宮崎県工事検査技術基準【現行】

別表第2 出来形寸法検査基準（2／6）

工種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
共通的工種	舗装工（表層）	幅、厚さ、横断勾配、平坦性、延長	幅及び横断勾配は、延長 200mにつき 1箇所以上、200m未満は2箇所 厚さは、施工面積 5,000 m ² につき 1箇所以上 ただし、5,000 m ² 未満は2箇所 なお、厚さは出来形管理用のコアー（備考(7)）により検査する。（橋面舗装工、オーバーレイ工の厚さはコア以外の管理資料によることができる）
		基準高、厚さ又は標高較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき 1断面 (3次元モデルによる場合)
	地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長	延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所
		基準高、幅、厚さ、延長 (3次元モデルによる場合)	1工事につき 1箇所 (3次元モデルによる場合)
	土工	基準高、幅、法長	延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所
		天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき 1断面 (3次元モデルによる場合)
	水路工	現場打開水路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所
		二次製品大型水路 鉄筋コンクリートL型水路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所
		U字溝 U字ワイヤーム ペンチワイヤーム	基準高、延長 延長 500mにつき 1箇所以上 ただし、500m未満は2箇所
		管水路	基準高、中心線のズレ、延長、ジョイント間隔、埋設深、基礎幅、基礎厚 延長 500mにつき 1箇所以上 ただし、500m未満は2箇所 ズレ、間隔は適宜
	鉄筋加工・組立	形状、寸法、品質、配置	段階確認及び出来形管理図表・写真によって確認 現物検査のときは、検測（抽出検査を可とする。）を行って確認

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

別表第2 出来形寸法検査基準（2／6）

工種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
共通的工種	舗装工（表層）	幅、厚さ、横断勾配、平坦性、延長	幅及び横断勾配は、延長 200mにつき 1箇所以上、200m未満は2箇所 厚さは、施工面積 5,000 m ² につき 1箇所以上 ただし、5,000 m ² 未満は2箇所 なお、厚さは出来形管理用のコアー（備考(7)）により検査する。（橋面舗装工、オーバーレイ工の厚さはコア以外の管理資料によることができる）
		基準高、厚さ又は標高較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき 1断面 (3次元モデルによる場合)
	地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長	延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所
		基準高、幅、厚さ、延長 (3次元モデルによる場合)	1工事につき 1箇所 (3次元モデルによる場合)
	土工	基準高、幅、法長	延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所
		天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき 1断面 (3次元モデルによる場合)
	水路工	現場打開水路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所
		二次製品大型水路 鉄筋コンクリートL型水路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は2箇所
		U字溝 U字ワイヤーム ペンチワイヤーム	基準高、延長 延長 500mにつき 1箇所以上 ただし、500m未満は2箇所
		管水路	基準高、中心線のズレ、延長、ジョイント間隔、埋設深、基礎幅、基礎厚 延長 500mにつき 1箇所以上 ただし、500m未満は2箇所 ズレ、間隔は適宜
	鉄筋加工・組立	形状、寸法、品質、配置	段階確認及び出来形管理図表・写真によって確認 現物検査のときは、検測（抽出検査を可とする。）を行って確認

宮崎県工事検査技術基準【現行】

別表第2 出来形寸法検査基準（3／6）

工種	検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長
	浚渫(川)	延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は 2箇所 箇所単位のものは適宜測定
	樋門・樋管 水門	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 水門・樋門・樋管は本体部、呑口部 につき構造図の寸法表示箇所の任意 部分を適宜測定 函渠は同種構造物ごと 2箇所以上
	頭首工 (本体)	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ 構造図の寸法表示箇所を適宜測定
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高について施工面積 500 m ² に つき 1箇所 ただし 500 m ² 未満は 2箇所
	ブロック製作工	各部寸法 規格ごとに 1個以上を実測
海岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 延長 100mにつき 1箇所以上 ただし、100m未満は 2箇所
	突堤・人工岬・海岸堤防	
	浚渫(海)	基準高、幅、深さ、延長 1000m ² につき 1箇所以上
	防風工 静砂垣工	材料使用量、 材料間の緊結度 標準地方式又は抽出して実測
砂防	砂防ダム 治山ダム	基準高、幅、厚さ、延長 構造図の寸法表示箇所の任意箇所
	流路工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満については、2箇所
	斜面対策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 延長 100mにつき 1箇所以上
	集水井戸	偏心量 実測によって全本数確認
	集排水 ボーリング工	削孔位置、削孔 深、穿孔角度 段階確認記録、出来形管理図表、写 真及び実測により確認
	コンクリートダム	基準高、幅、ジョ イント間隔、堤長 5ジョイントにつき 1箇所以上
ダム	フィルダム	基準高、外側境 界線 5測点につき 1箇所以上

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

別表第2 出来形寸法検査基準（3／6）

工種	検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満は 2箇所 箇所単位のものは適宜測定
	浚渫(川)	
	樋門・樋管 水門	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 水門・樋門・樋管は本体部、呑口部 につき構造図の寸法表示箇所の任意 部分を適宜測定 函渠は同種構造物ごと 2箇所以上
	頭首工 (本体)	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ 構造図の寸法表示箇所を適宜測定
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高について施工面積 500 m ² に つき 1箇所 ただし 500 m ² 未満は 2箇所
	ブロック製作工	各部寸法 規格ごとに 1個以上を実測
海岸	堤防護岸 突堤・人工岬・海岸堤防	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 延長 100mにつき 1箇所以上 ただし、100m未満は 2箇所
	浚渫(海)	基準高、幅、深さ、延長 1000m ² につき 1箇所以上
	防風工 静砂垣工	材料使用量、 材料間の緊結度 標準地方式又は抽出して実測
	砂防ダム 治山ダム	基準高、幅、厚さ、延長 構造図の寸法表示箇所の任意箇所
砂防	流路工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 延長 200mにつき 1箇所以上 ただし、200m未満については、2箇所
	斜面対策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 延長 100mにつき 1箇所以上
	集水井戸	偏心量 実測によって全本数確認
	集排水 ボーリング工	削孔位置、削孔 深、穿孔角度 段階確認記録、出来形管理図表、写 真及び実測により確認
	コンクリートダム	基準高、幅、ジョ イント間隔、堤長 5ジョイントにつき 1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境 界線 5測点につき 1箇所以上

宮崎県工事検査技術基準【現行】

別表第2 出来形寸法検査基準（4／6）

工種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	延長 100mにつき 1箇所以上 ただし、100m未満は 2箇所
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに 1基以上 につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は 5径間未満は 2箇所以上 5径間以上は 2径間につき 1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は 5径間未満は 2箇所以上 5径間以上は 2径間につき 1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、両坑、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、延長 100mにつき 1箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は両坑口部を含めて 3箇所以上）
道路	林道土工	平面線形	角度及び IP 間距離は全点、測点間距離は抽出し検測
		縦断	起終点、勾配の変化点及び任意の測点を実測して設計図と照合
		横断	延長 60m程度ごとに 1箇所の割合で測点を実測して設計図と照合
		敷砂利	延長 200mにつき 1箇所以上。ただし、200m未満は 2箇所
植栽工	植栽工	本数、間隔、植穴、苗規格、施肥	本数は全数又は標準地 その他は抽出して実測 スギ：径 5mm、長 40～70 cm クヌギ：径 8mm、長 50 cm

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

別表第2 出来形寸法検査基準（4／6）

工種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	延長 100mにつき 1箇所以上 ただし、100m未満は 2箇所
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに 1基以上 につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は 5径間未満は 2箇所以上 5径間以上は 2径間につき 1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は 5径間未満は 2箇所以上 5径間以上は 2径間につき 1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、両坑、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、延長 100mにつき 1箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は両坑口部を含めて 3箇所以上）
道路	林道土工	平面線形	角度及び IP 間距離は全点、測点間距離は抽出し検測
		縦断	起終点、勾配の変化点及び任意の測点を実測して設計図と照合
		横断	延長 60m程度ごとに 1箇所の割合で測点を実測して設計図と照合
		敷砂利	延長 200mにつき 1箇所以上。ただし、200m未満は 2箇所
植栽工	植栽工	本数、間隔、植穴、苗規格、施肥	本数は全数又は標準地 その他は抽出して実測 スギ：径 5mm、長 40～70 cm クヌギ：径 8mm、長 50 cm

宮崎県工事検査技術基準【現行】

別表第2 出来形寸法検査基準（5／6）

工種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
農地造成	耕土掘起	耕起深	約1haに1箇所以上
	テラス工(階段工)	法勾配、幅、耕起幅、側溝幅、側溝高	延長約1,000mに1箇所以上
	道路工(耕作道)	幅、側溝幅、側溝高、砂利厚	延長約1,000mに1箇所以上
	改良山成工	基準高、法勾配	基準高は1haに1箇所以上 法勾配は、1,000m ² に1箇所以上
農地整備	表土扱い	厚さ	全体筆数の1割程度の筆を抽出し、10a当たり1点以上をつば堀測
	基盤整地 田面整地 畑面整地	均平度、面勾配(指定)	全体筆数の1割程度の筆を抽出し、上流から下流に向かって3点の基準高を測定 全体筆数の1割程度の筆を抽出し、1勾配方向の両端部1対(2箇所)の基準高を測定
	畦畔工	高さ、幅、施工延長	延長約2,000mに1箇所以上 ただし、2,000m未満は2箇所
	道路工(砂利道)	厚さ、幅、延長	幹線道路施工延長500mにつき一箇所以上 ただし、500m未満は2箇所 支線道路及び耕作道路は施工延長1000mにつき一箇所以上 ただし、1,000m未満は2箇所
ほ場整備	暗渠排水 吸水渠工	間隔	面施工の場合は約1haに1耕区抽出し通気孔間隔を測定
	集水渠(支) 導水渠(幹)	布設深、施工延長	延長約500mに1箇所以上 ただし、500m未満は2箇所
	畑かんがい (スプリングラー)	埋設深、設置間隔(定置式)	適宜測定

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

別表第2 出来形寸法検査基準（5／6）

工種		検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
農地造成	耕土掘起	耕起深	約1haに1箇所以上
	テラス工(階段工)	法勾配、幅、耕起幅、側溝幅、側溝高	延長約1,000mに1箇所以上
	道路工(耕作道)	幅、側溝幅、側溝高、砂利厚	延長約1,000mに1箇所以上
	改良山成工	基準高、法勾配	基準高は1haに1箇所以上 法勾配は、1,000m ² に1箇所以上
農地整備	表土扱い	厚さ	全体筆数の1割程度の筆を抽出し、10a当たり1点以上をつば堀測
	基盤整地 田面整地 畑面整地	均平度、面勾配(指定)	全体筆数の1割程度の筆を抽出し、上流から下流に向かって3点の基準高を測定 全体筆数の1割程度の筆を抽出し、1勾配方向の両端部1対(2箇所)の基準高を測定
	畦畔工	高さ、幅、施工延長	延長約2,000mに1箇所以上 ただし、2,000m未満は2箇所
	道路工(砂利道)	厚さ、幅、延長	幹線道路施工延長500mにつき一箇所以上 ただし、500m未満は2箇所 支線道路及び耕作道路は施工延長1000mにつき一箇所以上 ただし、1,000m未満は2箇所
ほ場整備	暗渠排水 吸水渠工	間隔	面施工の場合は約1haに1耕区抽出し通気孔間隔を測定
	集水渠(支) 導水渠(幹)	布設深、施工延長	延長約500mに1箇所以上 ただし、500m未満は2箇所
	畑かんがい (スプリングラー)	埋設深、設置間隔(定置式)	適宜測定

宮崎県工事検査技術基準【現行】

別表第2 出来形寸法検査基準（6／6）

工種	検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
ため池	堤体工	基準高、堤幅、法長、施工延長 線的なものは約20mにつき1箇所測定ただし、20m未満は2箇所
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1kmにつき1箇所の割合で測定(1km9mとした)箇所的なものは、適宜構造図の寸法表示箇所測定
	樋管工	基準高、幅、厚さ、高さ、中心のズレについては施工延長10mにつき1箇所の割合で測定。ジョイント間隔については、1本毎に測定。箇所的なものは適宜構造図の寸法表示箇所を測定
その他	その他構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等 同種構造物ごとに適宜測定

備考

- (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別な理由により実地において検査できない場合は、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル、又はウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査ができる。
なお、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場の試行要領（令和3年3月26日宮崎県環境森林部、令和3年3月26日宮崎県農政水産部）第6条（遠隔臨場による段階確認等の実施）」、「建設現場における遠隔臨場の実施要領（令和5年1月27日宮崎県土整備部技術企画課）第6条（遠隔臨場による段階確認等の実施）及び「官締工事における遠隔臨場の実施要領（令和5年1月1日宮崎県土整備部）第6条（遠隔臨場による段階確認等の実施）に準じて行うものとする。
- (2) 検査箇所は、原則、検査員の指示による。
- (3) 現場の施工状況、工事規模から必要に応じて、検査項目の追加及び省略ができる。
- (4) 施工延長とは、施工延べ延長をいう。
- (5) 「工事検査技術基準」に定められた検査密度以上を原則とし、かつ偏りのないよう検査箇所を選定する。「工事検査技術基準」に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、おおむね出来形管理基準の管理頻度の20%程度実施するものとする。
- (6) ICT活用工事の実地検査は『3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）』（令和5年3月国土交通省）「6-2出来形計測に係わる実地検査」による。
- (7) 吹付工の「厚さ」の出来形管理孔並びに舗装工（表層）の出来形管理用コアーは、検査時の計測で使用することから、出来形管理測定箇所の選定に際しては受発注者間で十分協議し、測定箇所を施工計画書に明記するものとする。
また、吹付工における出来形管理孔の埋戻しは、原則として検査完了後に行うものとする。

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

別表第2 出来形寸法検査基準（6／6）

工種	検査内容	検査密度 (適宜、起終点を追加する)
ため池	堤体工	基準高、堤幅、法長、施工延長 線的なものは約20mにつき1箇所測定ただし、20m未満は2箇所
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1kmにつき1箇所の割合で測定(1km9mとした)箇所的なものは、適宜構造図の寸法表示箇所測定
	樋管工	基準高、幅、厚さ、高さ、中心のズレについては施工延長10mにつき1箇所の割合で測定。ジョイント間隔については、1本毎に測定。箇所的なものは適宜構造図の寸法表示箇所を測定
その他	その他構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等 同種構造物ごとに適宜測定

宮崎県工事検査技術基準【現行】

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

別表第3 建築工事等の出来形検査留意事項

工種・項目	検査内容	検査方法等
基本要求品質	所定の位置・形状・寸法等	出来形管理記録 計測写真 現場実測
施工図・承諾図・製作	作成・承諾状況	設計図書との照合
躯体工事	各部材の位置 主要な柱・梁・壁の断面寸法 主要なスラブの厚さ 主要な基礎・基礎梁の断面寸法	計測写真 現場実測
土工事	本数	施工報告書
地業工事	箇所	主要資材発注一覧表及び工事
鉄筋工事	径	材料搬入報告書
コンクリート工事	長さ	現場実測図・集計表
鉄骨工事	厚さ	施工数量調査表
コンクリートブロック、 ALCパネル、押出成形	高さ	使用量計算表
セメント板工事	深さ	施工写真
防水工事	基準高	搬入・空缶写真
石工事・タイル工事	延長	現場実測
木工事	面積	出来形管理記録
屋根・とい工事	幅	
金属工事	塗布量(使用量)	
左官工事	支持間隔	
建具工事	勾配等	
カーテンウォール工事		
塗装工事		
内装工事		
ユニットその他工事		
排水・舗装工事		
植栽工事		
外壁改修工事		
防水改修工事		
解体工事		
電気設備工事(機器・ ライフライン等)		
機械設備工事(機器・ ライフライン等)		
性能・機能	基本要求品質	材料規格証明書 製品検査・工場試験記録 出荷証明書 一工程の施工確認報告書 自主(受入)検査報告書
	所定の材料 所要の強度・仕上がり状態等 所要の性能・機能	

宮崎県工事検査技術基準【現行】

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

備考 (別表第2、別表第3)

- (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別な理由により実地において検査できない場合は、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル、又はウエアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査することができる。
なお、ウエアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場の試行要領（令和3年3月26日宮崎県環境森林部、令和3年3月26日宮崎県農政水産部）」第6条（遠隔臨場による段階確認等の実施）、「建設現場における遠隔臨場の実施要領（令和5年1月27日宮崎県国土整備部技術企画課）」第6条（遠隔臨場による段階確認等の実施）及び「營繕工事における遠隔臨場の実施要領（令和5年1月1日宮崎県国土整備部）」第6条（遠隔臨場による段階確認等の実施）に準じて行うものとする。
- (2) 検査箇所は、原則、検査員の指示による。
- (3) 現場の施工状況、工事規模から必要に応じて、検査項目の追加及び省略ができる。
- (4) 施工延長とは、施工延べ延長をいう。
- (5) 「工事検査技術基準」に定められた検査密度以上を原則とし、かつ偏りのないよう検査箇所を選定する。「工事検査技術基準」に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、おおむね出来形管理基準の管理頻度の20%程度実施するものとする。
- (6) I C T活用工事の実地検査は『3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）』（令和5年3月国土交通省）「6－2出来形計測に係わる実地検査」による。
- (7) 吹付工の「厚さ」の出来形管理孔並びに舗装工（表層）の出来形管理用コアーは、検査時の計測で使用することから、出来形管理測定箇所の選定に際しては受発注者間で十分協議し、測定箇所を施工計画書に明記するものとする。
また、吹付工における出来形管理孔の埋戻しは、原則として検査完了後に行うものとする。

宮崎県工事検査技術基準【現行】

別表第3 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法
共通	材料	品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か	観察又は品質証明書(場合により実測)により検査する。
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書等と対比して適切か	主に施工管理記録及び観察(場合により実測)により検査する。
		(2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書等と一致しているか	
		(2) 支持力又は密度は設計図書等と対比して適切か	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書等と対比して適切か	
道路	構造物の機能	構造物又は付属施設等の性能は設計図書等と対比して適切か	主に実際に操作し検査する。
	舗装	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か	主に施工管理記録及び観察(場合により実測)により検査する。
		(2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か	
	アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料(場合により実測)により検査する。
土羽	土羽工	土羽土の品質、締固め	目視又は必要に応じて掘り上げて確認する。
鋼製構造物	鋼製構造物(橋梁・ダム類防止柵等)	(1) 鋼材の品質	品質証明書、試験結果その他計算資料等で確認する。
		(2) ボルトの締付	ボルト全数の5%以上を抽出して締付状況を確認する。 (製作工場における検査を含む)

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

別表第4 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法
共通	材料	品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か	観察又は品質証明書(場合により実測)により検査する。
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書等と対比して適切か	主に施工管理記録及び観察(場合により実測)により検査する。
		(2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書等と一致しているか	
		(2) 支持力又は密度は設計図書等と対比して適切か	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書等と対比して適切か	
道路	構造物の機能	構造物又は付属施設等の性能は設計図書等と対比して適切か	主に実際に操作し検査する。
	舗装	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か	主に施工管理記録及び観察(場合により実測)により検査する。
		(2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か	
	アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料(場合により実測)により検査する。
	土羽工	土羽土の品質、締固め	目視又は必要に応じて掘り上げて確認する。
鋼製構造物	鋼製構造物(橋梁・ダム類防止柵等)	(1) 鋼材の品質	品質証明書、試験結果その他計算資料等で確認する。
		(2) ボルトの締付	ボルト全数の5%以上を抽出して締付状況を確認する。 (製作工場における検査を含む)

宮崎県工事検査技術基準【現行】

宮崎県工事検査技術基準【改正案】

別表第5 建築工事等の品質検査留意事項

工種・項目	検査内容	検査方法等
<u>基本要求品質</u>	<u>所定の材料</u> <u>所要の強度・仕上がり状態等</u>	<u>設計図書との照合</u>
<u>材料</u>	<u>所定のもの</u>	<u>材料規格証明書</u> <u>出荷証明書</u>
<u>製品・機材</u>	<u>所要の性能・機能</u>	<u>製作図・承諾図</u> <u>製造所試験成績書</u>
<u>仕上がり状態</u>	<u>所要の状態</u>	<u>現場観察</u>
<u>取付状態</u>	<u>所要の状態</u>	<u>現場観察</u>
<u>強度・構造耐力 等</u>	<u>所要の強度等</u>	<u>試験・検査結果記録</u>
<u>耐久性・耐火性 等</u>	<u>所要の耐久性等</u>	<u>製造所試験成績書</u>
<u>防水性・断熱性 等</u>	<u>所要の防水性等</u>	<u>製造所試験成績書</u>
<u>品質管理</u>	<u>品質計画による品質管理状況</u>	<u>工種別施工計画書</u> <u>施工報告書</u> <u>試験・検査結果記録</u> <u>工事写真</u>
<u>施工</u>	<u>施工順序・養生期間</u> <u>均一な施工</u> <u>確実な施工</u> <u>不可視部分</u>	<u>工事写真</u> <u>現場観察</u>
<u>作動状況</u>	<u>現場計測</u> <u>作動確認</u>	<u>試験運転記録</u> <u>現場観察</u>